

2020年4月27日

福島県教育委員会  
教育長 鈴木淳一 様

福島県立高等学校教職員組合  
執行委員長 齋藤 毅

### 学校における新型コロナウイルス対策に関する要求書(第2次)

新型コロナウイルス感染症(以下コロナ)の拡大に対する貴職・県教委のご尽力に敬意を表します。しかし、全国への緊急事態宣言拡大(4月17日)に対応する二度目の臨時休業で、再び現場に多くの混乱が起きています。臨時休業の決定後、月曜日1日しか生徒が登校しないなかで、振休にも手当対象にもならない休日の校内印刷室は、生徒への課題作成のためにフル回転という状況も聞こえてきました。

感染防止のための在宅勤務制度の発出は大変ありがたいものでしたが、「通知の周知が他の学校より遅い」、「自分が対象職員かどうかわからない」、「少数職種の職員が対象から外されている」という声が組合に届きました。在宅勤務が感染予防・接触削減を趣旨とするものであることを県教委・管理職は最重要視していないのではないかと、在宅勤務の手続きと勤務シフトのみ配られて、教育長通知と要綱が校長を始め教職員にきちんと読まれていないか理解されていないのではないかと危惧しています。

突然の事態への対応には、県教委における速やかな判断と現場の教職員集団の理解と協力に基づく具体的対応の策定と実施の両方が必要だと、3月の要求書で指摘しました。一度目の休校とそれに続く期間に、そのような合意形成が進まなかったことが残念です。

現場からは「学校で三密は避けられない。避けられるのは休業だけ」、「生徒・保護者から“登校による感染不安があるので欠席する”と言われた」という声が届きます。生徒の不安にどう対応するかは各校の教職員はもとより地教委も苦しんでいると報道されています。義務制学校が休業している地域が発生しつつ県立学校は継続する中、継続している県立学校では出欠の扱いにブレがありました。ある高校の入学式より5日後の新入生70人にコロナについてのアンケートを行いました。コロナ対応に向けた指導の時間については、不十分さが明らかな結果でした。また、自宅のマスクの在庫については、あるが37人、少しだけが28人、ほとんどないが5人でした。感染防止にむけた具体的対応の十分な合意形成と学校再開後の生徒への指導・支援が、改めて求められています。

「せめて土日の部活動をやって終わらせたい」「3年生は、このあとはやれなくなると思うので、休校前にチーム内で練習試合をやった」と運動部の顧問がつぶやきました。県教委は部活動を「学校の特色」とか、統廃合の理由の一つに挙げてきました。そう喧伝して入学させた以上、生徒たちの心に寄り添った教育的な配慮のある取り組みやメッセージが求められているのではありませんか。

すでにオンライン学習補充を進めている学校もありますが、それを享受できない生徒をなくすための環境整備も必要です。学校再開後に学力向上を前面に出しすぎて児童・生徒を追い詰めること、教職員に過重な負担を強いることは避けなければなりません。

また、このような非常事態で住民への説明する機会が十分に確保できない時に、高校統廃合を無理に押し進めるべきではありません。

3月に提出した第1次の要求を再度お読みいただくことと併せ、以下について要求します。

## 1 コロナ対応についての体制整備について

- (1) コロナ関連通知等の教職員への周知について遅滞及び遺漏なく行われるようにすること。
- (2) いわゆる「三密」(密閉、密集、密接)を回避するために、県教委の作成したマニュアル等に沿ったそれぞれの学校の状況に適合した対応を構築し、教職員の共通理解のもと取り組みを進められるよう、話し合いの場を設けるなどして教職員の「協働」を醸成するよう促すこと。対応に必要な予算要望には積極的に応じること。
- (3) すべての教職員が感染症防止についての必要な知識を得て、自身が行動し、生徒に指導し、対応を立案できるよう教職員の研修の機会を保障すること。

## 2、児童・生徒、教職員の安全・安心について

- (1) 感染が疑われる児童・生徒が待機できる場所を保健室以外に設置すること。
- (2) 授業等により児童・生徒に対面する教職員にマスクを配給すること。
- (3) 学校生活を送るうえで、必要とする児童・生徒に付与するためのマスクを学校に配当すること。
- (4) 在宅勤務の目的が、接触者低減による感染拡大防止であることふまえ、その職場に勤務するすべての教職員を対象とする運用をすること。
- (5) コロナ感染不安を理由とする欠席に対する出席停止扱いの基準を明確にすること。
- (6) 保護者の家計急変に対して、学校納付金の納付遅延については猶予を行うほか、柔軟に減免・減額の対応をするよう通知すること。
- (7) 自宅で過ごす時間が増加するにあたり、経済的に苦しい家庭の児童・生徒や虐待の恐れのある児童・生徒について、家庭や学校・児童相談所等の関係機関との連絡体制を早急に確立すること。

## 3、児童・生徒の学校教育活動の保障について

- (1) 推奨しているオンラインによる学習補充を進めるにあたっては、それを享受できない生徒の環境保障とともに進めること。
- (2) 学校再開後において、学力保障や進学指導のために児童・生徒及び教職員の負担が過重にならないよう現場に通知、指導をすること。
- (3) 生徒への部活動保障について、県教委としてできる取り組みと現場に求める配慮事項を明確に示すこと。

## 4、コロナの影響への特別な対応について

- (1) 時間講師等、給与支払いの上限が決められている職において、長期休業中の授業設定の可能性もふまえ、上限を撤廃して勤務を保障できるようにすること。
- (2) 学期中の勤務時間が昼間に割り振られていない定時制等の教職員の割り振りについて、臨時休業中の弾力的な対応を認めること。
- (3) 県立高等学校改革前期実施計画のうち高校統廃合について、統廃合は凍結するべきと考えているが、強行して進める場合においても、地域住民への説明が十分に行う環境が整っていないことをふまえ、計画の一年以上の後ろ倒しを検討すること。
- (4) 教員免許の更新について修了期限を一年延長することを国に上申すること。